

(下 水 道 業)

化学物質管理計画

南富良野町下水道
南富良野町下水処理場
平成29年8月8日

1 管理の方針

南富良野町下水処理場は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質の適正な管理を重要課題の一つとして認識し、環境の保全上の支障を未然に防止することにより、地域住民の福祉に貢献する。

- (1) 法令厳守はもとより、所内規則にのっとり環境保全に貢献する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 上記(1)～(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

【管理の目標(例)】

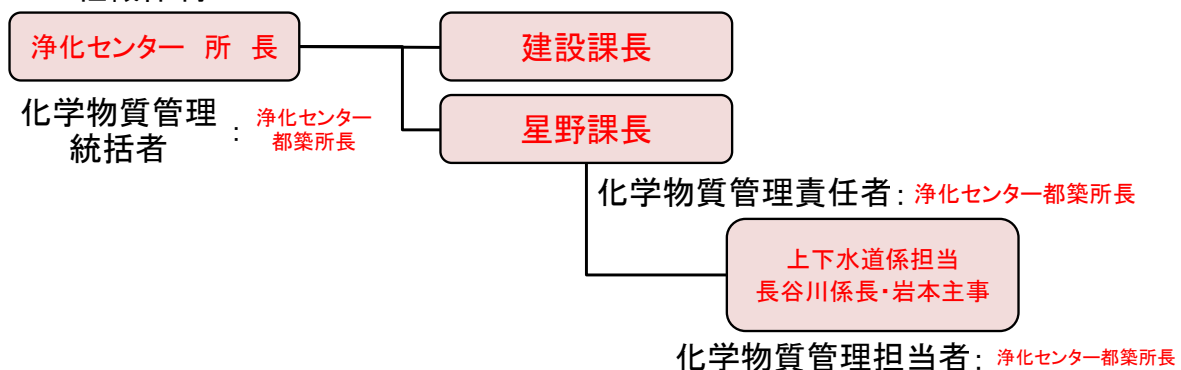
- (1) 放流水質の測定回数年2回

3 組織体制

(1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	所長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	課長	課内の化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当	化学物質管理責任者の指揮の下、管理計画等の内容を所員に周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制



4 取扱化学物質

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法(政令番号)
か性ソーダ(液)	800	劇物	1-410
ポリ硫酸第二鉄液	3,000	該当なし	1-359
トリクロロシアヌル酸 混合物	240	該当なし	5-1044

5 モニタリング

- (1) モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。
- (2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)である。

6 化学物質の管理に係る取組み

- (1) 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。

<具体的方策>

- ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
- ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
- ③ 定期的な水質調査による機能確認

- (2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

7 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

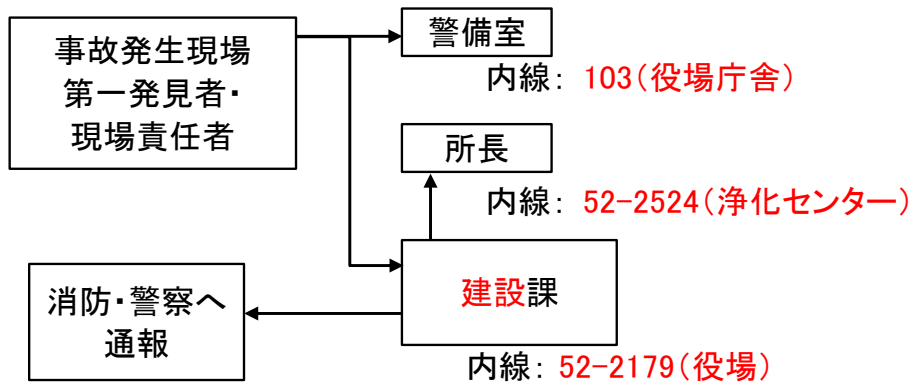
(1) 未然防止措置

- ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

(3) 緊急連絡体制



落合・幾寅・金山消防署 TEL: 119

落合・幾寅・金山警察署 TEL: 110

8 教育・訓練

(1) 対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先。

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 実施時間

- ① 一般職員および業務委託先に対しては年1回以上(7月、8月、9月頃)とする。
- ② 新入・転入職員に対しては年1回(4月)とする。

(4) 計画の推進

- ① 教育・訓練実施計画を定め、所員に対し定期的に教育・訓練を行う。
- ② 教育・訓練を行った場合は、記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で活かすこととする。

(5) 教育・訓練実施計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所員教育				○	○	○						
緊急時訓練					○							

※「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)(H23.6)」の記載内容を踏まえ、富山県生活環境文化部環境保全課「よくわかる！化学物質-環境リスク改善への道しるべ」を参考に作成。